

企業の皆さまからの求人をお待ちしています!!

- 企業の即戦力となる人材を育成しています！
- 次代のものづくりをリードしていく若き技術者を育成しています！

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得する施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。各施設では、訓練修了生の進路確保に向け、企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

こんな職種に合った訓練を実施しております …… 随時、企業説明も受付中

機械部品製造業・ビル設備管理・機械製図・NC工作機械のプログラム
 機械加工・電気工事・設備工事・溶接工・機械の組立、調節、保全
 マイコン制御及び保守管理・アパレル・販売・塗装・建築業全般・自動車整備等

滋賀県立高等技術専門学校

| 訓練科名 | 訓練期間 |
|-----------|------|
| 自動車整備科 | 2年 |
| 生産システム制御科 | 〃 |
| コンピュータ制御科 | 1年 |
| 生産システム設備科 | 〃 |
| 服飾デザイン科 | 〃 |
| 塗装技術科 | 〃 |
| 機械加工技術科 | 〃 |
| 木造建築科 | 〃 |
| 溶接技術科 | 〃 |
| 総合実務科 | 〃 |
| 住宅リフォーム科 | 6ヶ月 |
| 総合技能系 | |
| 金属加工技術コース | 1年 |
| 機械実践技術コース | 6ヶ月 |
| 電気設備技術コース | 〃 |
| 電気機械技術コース | 〃 |
| 溶接実践技術コース | 〃 |

ポリテクセンター滋賀

| 訓練科名 | 訓練期間 |
|--------------|------|
| ビル設備サービス科 | 6ヶ月 |
| CAD/CAM技術科 | 〃 |
| 生産技術管理科 | 〃 |
| 電気設備科 | 〃 |
| テクニカルメタルワーク科 | 〃 |
| シートメタル科 | 〃 |
| 機械加工NC技術科 | 〃 |
| 制御プログラム科 | 〃 |

お問い合わせ、求職者登録情報冊子などの請求はこちらまで！

滋賀県立高等技術専門学校 (テクノカレッジ)

米原校舎 (テクノカレッジ米原) 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL **0749-52-5300**
 草津校舎 (テクノカレッジ草津) 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL **077-564-3297**
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyou/kyujin.html>

ポリテクセンター滋賀 (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター)

大津市光が丘町3-13 TEL **077-537-1347** (訓練課受講者第二係)
<http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/jigyonushi/saiyo.html>

障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請に関するお知らせ

平成25年度障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請期限は以下のとおりとなります。

☆納付金申告・申請：平成25年5月15日

☆報奨金申請：平成25年7月31日

☆お問い合わせ：滋賀高齢・障害者雇用支援センターまで

〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F TEL 077-526-8841

平成25年度 能力開発研修のご案内

キャリアデザイン・キャリアコーチング・マネジメント研修など各種研修は
滋賀県職業能力開発協会にご相談ください。

| 研修名 | 締切日 | 実施日 |
|------------------------------|--------|-----------|
| 初級管理職「マネジメント能力向上」研修 | 4/3 | 4/23、24 |
| 【新規】仕事の教え方(TWI-JI)基本速習研修 | 4/19 | 5/9 |
| 監督職「実務能力向上」研修 | 5/1 | 5/21 |
| 上級管理職「マネジメント能力向上」研修 | 5/16 | 6/5、6 |
| 【新規】人の扱い方(TWI-JR)基本速習研修 | 5/31 | 6/20 |
| ISO14001内部環境監査員研修 | 6/21 | 7/11、12 |
| リーダーシップ基礎研修 | 6/28 | 7/18、19 |
| 問題解決能力向上研修～業務改善編～ | 7/17 | 8/6 |
| 「お客さまの心に働きかけ行動を促す!『営業心理学』」研修 | 8/9 | 8/29 |
| 教育技法(TWI-JI、JM、JR)基本速習研修 | 8/22 | 9/11、12 |
| 接遇対応強化研修 | 9/11 | 10/1 |
| 【新規】ISO14001認証取得・文書軽減コース | 9/12 | 10/2、9、16 |
| 品質管理基礎研修 | 9/25 | 10/15 |
| リーダー・監督者の為の基礎研修 | 10/4 | 10/24 |
| 【新規】ファシリテーター基礎研修 | 10/18 | 11/7 |
| ISO9001内部監査員研修 | 10/25 | 11/14、15 |
| 品質管理実務中級研修 | 11/6 | 11/26 |
| 【改訂】実践!キャリアデザイン研修 | 11/14 | 12/4 |
| 実践!キャリアコーチング研修 | 11/14 | 12/5 |
| 問題解決能力向上研修～政策形成編～ | 26.1/8 | 26.1/28 |

- 1 上記研修の費用、詳細及び申込用紙等については、滋賀県職業能力開発協会のホームページからご覧いただけます。 <http://www.shiga-nokaikyo.or.jp>
- 2 お問い合わせ・お申込先 滋賀県職業能力開発協会 能力開発課
〒520-0865 大津市南郷五丁目2-14
TEL:077-533-0850/FAX:077-533-3909

ZENROSAL NEWS

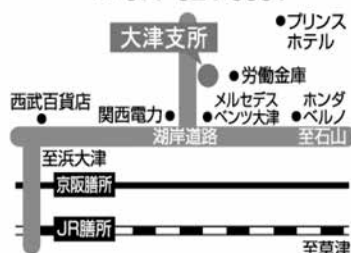
広告

2512Z141

大津支所

〒520-0801 大津市おの浜4-5-1

☎ 077-524-6031



JR膳所駅より徒歩約15分

彦根支所

〒522-0074 彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館内

☎ 0749-24-6605



JR彦根駅より徒歩3分

保障に関することは
何でもお気軽に
ご相談ください。

保障のことなら
全労済 滋賀県本部
全国労働者共済生活協同組合連合会 (滋賀県労働者共済生活協同組合)

営業時間 9:00～17:00
休日 土・日・祝日
年未年始(12/30～1/3)

労働委員会
だより

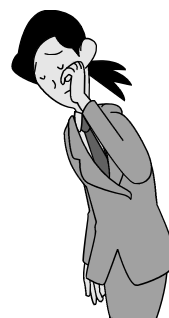
派遣先会社は、派遣労働者の 加入する労働組合の団体交渉に 応じる義務がある!?

近年、派遣労働者として働く労働者が多くなっており、また、派遣労働者が労働組合に加入し、その労働組合が派遣先会社に対し、労働条件改善や直接雇用の申し込み等について団体交渉を申し入れるケースが増えています。

労働組合法第7条第2号では、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと」は不当労働行為として禁止されています。

派遣労働者と派遣先会社は直接の雇用関係にありませんが、このような場合でも、派遣先会社は団体交渉に応じる義務があるのでしょうか？

このことについて、中央労働委員会で昨年10月に出された命令が参考になりますので御紹介します。



中央労働委員会報道発表資料
(平成22年(不再)第41号事件:平成24年10月19日発表)より

労働者派遣法上の派遣先事業主は、派遣労働者の所属する労働組合との関係では原則として労働組合法第7条の使用者には該当しないが、例えば、労働者派遣法の枠組みまたは労働者派遣契約で定められた基本的事項を逸脱して労働者派遣が行われている場合や、労働者派遣法上、派遣先事業主に一定の責任や義務が課されている部分を履行していない場合等については、労働組合法第7条の使用者に該当する場合があります。

この命令によると、派遣先事業主は原則として団体交渉に応じる義務のある使用者に該当しませんが、例外的に該当する場合もあり得るということになります。

つまり、派遣先会社は派遣労働者の加入する労働組合との団体交渉について、「雇用関係がない」という理由だけで応じる義務が全くないということではなく、交渉に応じるべき使用者の立場になる場合があります。

◎労使間の紛争でお困りの労働者や使用者の方は、お気軽に労働委員会事務局へご相談下さい

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館5階)
TEL 077-528-4473 FAX 077-528-4972
<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ
「解雇」

解雇には3種類あります。『解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。』と労働契約法第16条に規定されています。この規定は従来の判例を条文化し明らかにしたものです。

質問1

3種類の解雇についてももう少し詳細に教えてください。

回答1

大きく分けて普通解雇・整理解雇（普通解雇に含まれますが）・懲戒解雇があります。以下に詳細を記します。

- 普通解雇とは就業規則に定められた解雇事由に沿って行われます。具体的には試用期間中の解雇・業務命令違反による解雇・能力不足、労務提供不能による解雇・労働義務不履行による解雇などがあります。解雇が有効か無効かについて、判例では法に則した手続きが為されたか否か等により異なってきます。
- 整理解雇とは会社の経営上の理由により人員削減を理由として実施される解雇です。整理解雇が有効とされるには、判例から以下の4要件を原則として満たす必要が有ります。
1つめには人員削減の必要性の存在、2つめには解雇回避努力が十分為されたか、3つめには解雇者人選に合理性があったか、そして4つめには被解雇者に対する説明が十分あったか、です。
- 懲戒解雇とは、就業規則上最も重い懲戒処分の結果として行われる解雇です。しかし懲戒解雇とは言え、解雇予告手当（30日以上平均賃金）の支払い無しでの即日解雇が許されるのは、労働基準監督署に解雇予告除外認定を申請し許可された場合のみとなります。

懲戒処分の際に注意すべきは、不遡及の原則・一時不再理の原則・平等扱いの原則・相当性の原則に沿った処理が求められる事です。

なお、懲戒解雇処分時における退職金の扱い（支給・不支給）等は、就業規則等に定めておくべきですが、退職金の性格が功労金なのか賃金の後払いなのか、更には従業員への定着を目的とした性格の退職金なのかにより、判例は異なります。

つまり、懲戒解雇により本来支給される退職金を不支給にするだけの根拠があるかが問われるからです。

質問2

勧奨退職について教えてください。

回答2

勧奨退職とは、いわゆる希望退職募集や肩たたきのことで、労働契約の合意解約と考えられます。ですから、勧奨退職に応ずるか否かは労働者の自由意思によります。一旦、明確に退職意思が無いと表明した労働者に対する社会通念を超えた退職の強要は、民法第96条により無効とされる場合があります。一般的に勧奨退職は、退職条件の上積みや再就職の斡旋等、有利な条件の提示が行われる場合もありますが、上記のように退職勧奨は、あくまで合意解約の申し込みであることを、労使双方は理解しておくべきでしょう。

なお、退職勧奨は、整理解雇の前段として実施されることが多く見受けられます。整理解雇実施の際には、前段でこのような危機回避策（退職勧奨など）が実施されたかが、整理解雇の妥当性を吟味する際に問われます。

※民法第96条とは、詐欺・強迫による瑕疵を帯びた法律行為は取り消すことができる、とする法律です。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

苦勞ない労働

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

受付時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）



平成24年 労働組合基礎調査の結果

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握することを目的として、毎年6月30日現在で実施しています。平成24年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は744組合、組合員数は101,360人となりました。

結果の詳細については、県労働雇用政策課ホームページに掲載しています。
 (<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>)

労働組合数・組合員数の推移

| 年次 | 組合数 (組合) | 組合員数 (人) | 対前年増減数 | | 対前年増減率 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | | | 組合数 (組合) | 組合員数 (人) | 組合数 (%) | 組合員数 (%) |
| 平成15年(2003) | 779 | 106,259 | 23 | ▲ 2,875 | 3.0 | ▲ 2.6 |
| 16年(2004) | 763 | 102,745 | ▲ 16 | ▲ 3,514 | ▲ 2.1 | ▲ 3.3 |
| 17年(2005) | 734 | 100,067 | ▲ 29 | ▲ 2,678 | ▲ 3.8 | ▲ 2.6 |
| 18年(2006) | 718 | 100,176 | ▲ 16 | 109 | ▲ 2.2 | 0.1 |
| 19年(2007) | 711 | 99,873 | ▲ 7 | ▲ 303 | ▲ 1.0 | ▲ 0.3 |
| 20年(2008) | 715 | 100,061 | 4 | 188 | 0.6 | 0.2 |
| 21年(2009) | 743 | 102,088 | 28 | 2,027 | 3.9 | 2.0 |
| 22年(2010) | 736 | 102,131 | ▲ 7 | 43 | ▲ 0.9 | 0.0 |
| 23年(2011) | 734 | 101,010 | ▲ 2 | ▲ 1,121 | ▲ 0.3 | ▲ 1.1 |
| 24年(2012) | 744 | 101,360 | 10 | 350 | 1.4 | 0.3 |

産業別労働組合数・組合員数の状況

| 業種 | 組合数 | | 組合員数 | | 対前年増減数 | | 対前年増減率 | |
|-------------------|------|------------|---------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | (組合) | 構成比 (%) | (人) | 構成比 (%) | 組合数 (組合) | 組合員数 (人) | 組合数 (%) | 組合員数 (%) |
| 農業, 林業 | 2 | 0.3 | 17 | 0.0 | 0 | ▲ 1 | 0.0 | ▲ 5.6 |
| 建設業 | 24 | 3.2 | 2,799 | 2.8 | 1 | 53 | 4.3 | 1.9 |
| 製造業 | 268 | 36.0 | 58,351 | 57.6 | 7 | 642 | 2.7 | 1.1 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 8 | 1.1 | 1,243 | 1.2 | 0 | ▲ 2 | 0.0 | ▲ 0.2 |
| 情報通信業 | 6 | 0.8 | 59 | 0.1 | 0 | ▲ 13 | 0.0 | ▲ 18.1 |
| 運輸業, 郵便業 | 77 | 10.3 | 3,331 | 3.3 | 0 | 119 | 0.0 | 3.7 |
| 卸売業・小売業 | 99 | 13.3 | 5,369 | 5.3 | 1 | ▲ 29 | 1.0 | ▲ 0.5 |
| 金融業・保険業 | 17 | 2.3 | 4,627 | 4.6 | ▲ 1 | ▲ 264 | ▲ 5.6 | ▲ 5.4 |
| 学術研究, 専門・技術サービス業 | 7 | 0.9 | 532 | 0.5 | ▲ 1 | ▲ 76 | ▲ 12.5 | ▲ 12.5 |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 6 | 0.8 | 243 | 0.2 | ▲ 1 | ▲ 40 | ▲ 14.3 | ▲ 14.1 |
| 生活関連サービス業, 娯楽業 | 6 | 0.8 | 1,407 | 1.4 | 0 | ▲ 52 | 0.0 | ▲ 3.6 |
| 教育, 学習支援業 | 50 | 6.7 | 4,534 | 4.5 | 0 | ▲ 366 | 0.0 | ▲ 7.5 |
| 医療, 福祉 | 69 | 9.3 | 4,858 | 4.8 | 2 | 165 | 3.0 | 3.5 |
| 複合サービス事業 | 24 | 3.2 | 3,586 | 3.5 | 0 | ▲ 15 | 0.0 | ▲ 0.4 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 6 | 0.8 | 123 | 0.1 | ▲ 2 | ▲ 20 | ▲ 25.0 | ▲ 14.0 |
| 公務 | 72 | 9.7 | 10,235 | 10.1 | 5 | 269 | 7.5 | 2.7 |
| 分類不能の産業 | 3 | 0.4 | 46 | 0.0 | ▲ 1 | ▲ 20 | ▲ 25.0 | ▲ 30.3 |
| 合計 | 744 | 100 | 101,360 | 100 | 10 | 350 | 1.4 | 0.3 |

平成24年 年末一時金受結状況の結果

この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成24年の調査では、滋賀県内の民間労働組合のうち、約30%にあたる186組合を対象として実施し、平成24年12月31日現在で受結した旨報告のあった組合のうち、受結額が判明している116組合について集計しました。

平成24年12月31日現在、全産業・全規模の平均受結額は539,763円となり、前年同期に比べて16,057円下回る結果となりました。

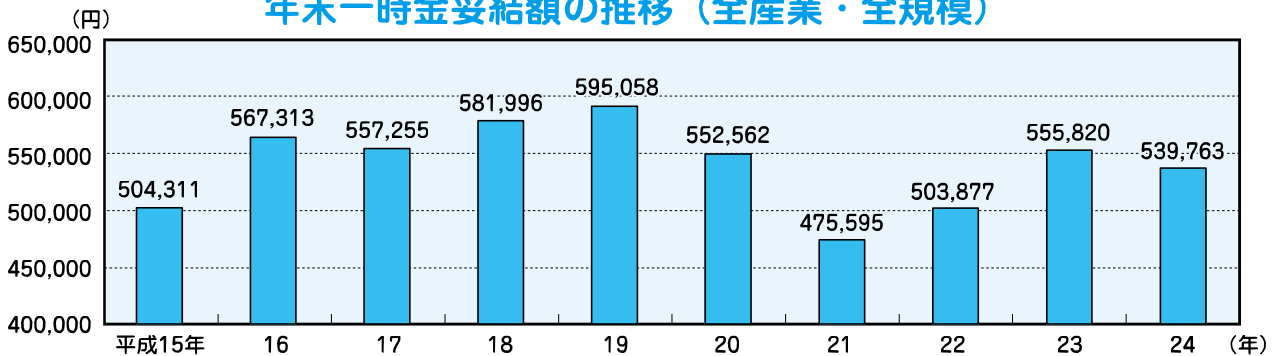
結果の詳細については、県労働雇用政策課ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>)

| | 全産業・全規模 | 従業員 300人未満 | 従業員 300人以上 | 製造業平均 | 非製造業平均 |
|------------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 受 結 額 (円) | 539,763 | 449,829 | 620,851 | 550,375 | 513,073 |
| 前 年 受 結 額 (円) | 555,820 | 453,409 | 653,111 | 563,714 | 531,308 |
| 前 年 同 期 差 (円) (対前年増減比, %) | △ 16,057 (△ 2.89) | △ 3,580 (△ 0.79) | △ 32,260 (△ 4.94) | △ 13,339 (△ 2.37) | △ 18,235 (△ 3.43) |

※ △はマイナスを表しています。

年末一時金受結額の推移 (全産業・全規模)



平成24年 一般事業主行動計画進捗状況調査結果について

県では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業における一般事業主行動計画の進捗状況の実態を把握するため、平成24年10月～11月に調査を実施しました。調査対象は滋賀県WLB推進企業として登録している企業から抽出した288社で、164社から回答を頂きました（回答率56.9%）。

※結果の詳細は県ホームページ「しがのワーク・ライフ・バランス」に掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/wlb/index.html>)

回答があった164社のうち、次に分類される目標を掲げた企業が多かった。

| | |
|---|--|
| 1 | 所定外労働の削減のための措置の実施 (89社) |
| 2 | 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 (59社) |
| 3 | 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施 (38社) |

1. 「所定外労働の削減のための措置の実施」について

- 取組としてノー残業デーを実施していた企業が多かった。…(73社)
- 社長自ら社員に声かけをしている。…(10人以下/建設業)
- 顧客との関係や仕事量の多少により同じ日に完全実施とはいかないので、代替日を設定するなどの検討が必要。…(10人以下/サービス業)

2. 「年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施」について

- 問題点として、天候や業務の繁忙による都合により、休みたい日に取得できないとした企業が多かった。…(15社)
- 少人数のため休みにくかったが、半日休暇を導入することで気が楽になった。…(10人以下/建設業)

3. 「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施」について

- 取組として、社内ウェブや広報による制度の情報提供を実施していた企業が多かった。…(20社)

滋賀県の勤労者向け融資制度 (平成25年3月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまにゆとりある生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

| 資金名 | 融資対象者 | 資金用途 | 融資限度額 | 利率 | 融資機関(措置) |
|--------------|--|--|---------------------------------|-------|------------------------|
| 勤労者福祉資金 | 県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方 | 臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの | 100万円 | 2.50% | 5年 (2か月以内) |
| 育児・介護休業者生活資金 | 県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方 | 育児・介護休業期間中に必要な生活資金 | 100万円 〔休業期間が3か月以下である場合は50万円〕 | 1.90% | 6年 〔休業期間を限度として1年以内〕 |

取 扱 金融機関 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

お問い合わせ

県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課
TEL.077-528-3751 FAX.077-528-4873

「中小企業の活性化と女性の活躍推進を考えるセミナー」を開催します

参加無料
200名
(先着順)

国全体として人口減少が継続的に進む中、女性の労働参加、女性の継続就労、女性の管理職登用など、女性の活躍推進が経済の活性化、中小企業の活性化につながるといわれています。現在の経済情勢から、女性の活躍を推進させる取組の必要性を考えていただくためのセミナーを開催します。是非ご参加ください。

日時 平成25年6月7日(金) 13:30～16:45 (受付13:00～)

場所 滋賀県立男女共同参画センター 大ホール (近江八幡市鷹飼町80-4)

内容 ● **基調講演** 「小よく大を制すグローバル時代 ～国境無き時代を中小企業はどう生きるか～」
同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授 浜 矩子氏

● **企業の事例報告**
菱琵テクノ株式会社 参与・総務部長 柴田 敬一氏

● **鼎談** 「中小企業の活性化と女性の活躍推進について」
浜 矩子氏
株式会社天彦産業 代表取締役社長 樋口 友夫氏
滋賀県知事 嘉田 由紀子



浜 矩子氏

お問合・お申込先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号
TEL.077-528-3751 FAX.077-528-4873

主催

滋賀県・一般社団法人 滋賀経済産業協会

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL077-528-3751 FAX077-528-4873
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/>